

子どもの成長を願って

すこやか



Growth

「健全育成懇談会」を終えて

町青少年健全育成推進協議会事務局
(生涯教育課内) ☎ 32-6193

本年度も青少年健全育成推進地区「健全育成懇談会（育成懇）」を開催しました。本年度は宮古、矢部大網、小阪、味間自治会が健全育成推進地区の指定を受けられ、さまざま取り組みをされています。その一環として推進自治会にて住民の方々が多数この育成懇談会に参加され、子どもの健全育成について話し合いをされました。

あいさつは人と人のつながりの原点

本年度の育成懇では、あいさつが人と人をつなぐ基本であるという意見が多く出されました。しかしながら子どもが外で活動していることが少なく、子どもと触れあう機会が少ないという意見もありました。反面、登下校でお世話になっている見守り

隊の人の声かけによりあいさつができるようになったとか、見守り隊の人からは、登校時に「おはよう」と声をかけると、大きな声で元気に「おはようございます」と返ってきて気持ちがいいと話されました。

子どものしつけの基本は家庭

子どもの行動にもっと関心をもつこと、子どもに向き合うことが大切であるとの意見がありました。ダメなことはダメと言うことも大切です。あいさつについても家庭での姿勢が子どもに影響します。親の姿を子どもにしっかり見せることが、子どもの成長につながります。

地域の大人の交流が大切

地域の大人と大人の交流の大切さが話し合われました。そのためには地域の行事にできるだけ多くの人が参加するような雰囲気と工夫が必要との意見がありました。また、地域の活動として子ども会と老人会などの団体とともに行う活動を取り入れていくことの重要性も出されました。

以上が今回の育成懇で出された特徴的な内容です。地域づくりの参考にしていただければと思います。

最後に、この懇談会の開催にあたってご協力いただいた助言者の皆さんや、推進地区自治会の皆さんにお礼申し上げます。

義援金情報

町と町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）では、被災地への義援金を次のとおり受け付けています。また、町内の公共施設に募金箱を設置しています。（設置場所などは下記 QR コードから）

今後も継続的な援助が必要ですので、ご協力をお願いします。

○平成 28 年熊本地震災害義援金

●町役場

累計金額（7 月末） 948,552 円

うち、平成 30 年 4～7 月分…10,455 円

受付 平成 31 年 3 月 29 日(金)まで

※期間を延長しました。

●町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）

累計金額（7 月末） 531,796 円

うち、平成 30 年 7 月分…4,204 円

受付 平成 31 年 3 月 29 日(金)まで

※期間を延長しました。

○平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

●町役場

累計金額（7 月末） 138,777 円

受付 12 月 28 日(金)まで

●町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）

累計金額（7 月末） 9,181 円

受付 9 月 28 日(金)まで

※期間を延長する場合があります。

○平成 30 年大阪府北部地震災害義援金

●町役場

累計金額（7 月末） 511 円

受付 9 月 28 日(金)まで ※期間を延長しました。

義援金に関する詐欺行為が各地で発生していますので、ご注意ください。町役場や町共同募金委員会から電話や訪問で個別に義援金をお願いすることはありません。

☎ 健康福祉課社会福祉係 ☎ 34-2098

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内)

☎ 34-2118



▲町ホームページ

消費生活 ニュース

Consumer

光回線サービスの勧誘トラブルに注意しましょう

☎ 住民保険課 戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

平成27年2月1日から、西日本電信電話(株)が光回線サービスの卸売を開始しました。その後、卸を受けた光コラボレーション事業者が参入し、光回線にプロバイダーや携帯電話などの独自サービスを組み合わせ、さまざまな料金や契約形態で販売しています。「今より料金が安くなる」と言われたのに、前より高くなった」など勧誘トラブルの相談は多く発生しています。

契約先の会社をしつかり確認し、契約内容を充分聞いたうえで、契約するかどうかを検討してください。

事例1 契約先のプラン変更だと思ったら、別業者との契約になっていた。

元々契約していた大手通信事業者Aを名乗り「Aのコールセンターです。光コラボの案内です。現在の料金より1000円ほど安くなります。」と電話で勧誘された。A社ならと思い、言われるままにパソコンで転用承諾番号を取得して手続きを進めた。後日、B社から電話が入り、契約内容の確認があった。よく考えるとB社から電話があるのはおかしいと思ひ、A社に確認したら、そんな電話はしていないと言われた。解約しようとB社に電話をするが、つ

ながらない。

事例2 料金が安くなると言われて契約したら、説明されていないオプションが契約になっていて、高額な請求を受けた。

大手通信会社の関連会社と思われる事業者から何度も勧誘電話があった。何度も断っていたが、安くなるというので申し込んだ。事業者の指示で、ウェブページから転用承諾番号を取得して伝えた。1ヵ月後、請求書が届いたので確認すると、契約した覚えのないパックのオプション料金1000円と手数料が加算されていた。信用できない。違約金を払っても解約したい。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談

日時 毎週火・金曜日
(祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後3時

場所 町役場1階1C相談室

担当 消費生活専門相談員

相談方法 面談・電話

☎ 32-2901 (内線174)

アドバイス

- 1 コラボ光は西日本電信電話会社との契約ではなく、光コラボレーション事業者との契約であること
を理解する。
- 2 現在の契約内容を確認する。
- 3 勧誘された事業者名やサービス名、連絡先などコラボ光の契約内容を確認する。
- 4 現在の契約内容とコラボ光の契約内容を比べたうえで検討する。
- 5 契約後に解約したいと思った場合は、すぐに光コラボレーション事業者に申し出る。
- 6 トラブルになった場合は、消費者ホットライン1888(局番なし)に相談する。



おでかけ タワラモトン

田原本町公式キャラクター「タワラモトン」の6・7月の活動の一部を紹介します。



▲テレビ取材を受けたトン♪



▲復刻塗装列車の出発式に参加したトン♪